

労農記者クラブ提供

大阪労働局発表
令和2年2月3日

【照会先】

大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310

報道関係者 各位

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況 (令和元年10月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけています。

大阪労働局（局長 井上 真）では今般、令和元年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、これを公表します。

～外国人労働者雇用事業所、外国人労働者ともに昨年より増加～

【届出状況の概要】

- 外国人労働者数は105,379人で前年同期比17.0%の増加
- 外国人労働者を雇用する事業所数は17,654か所で、前年同期比16.6%の増加
- 国籍別では、ベトナムが最も多く37,093人（外国人労働者全体の35.2%）、次いで中国（香港等を含む）29,995人（同28.5%）、韓国6,252人（同5.9%）の順
- 在留資格別では、「資格外活動」が31,220人で外国人労働者全体の29.6%を占め、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が25,816人で全体の24.5%となっている。

《添付資料》 別添1「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況(本文)」
別添2「外国人雇用状況の届出状況表（表1～3、参考1～4）」

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として平成 19 年に創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今般、令和元年 10 月末現在の大阪労働局管内の届出状況を集計し、公表するものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和元年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所は 17,654 か所であり、外国人労働者数は 105,379 人であった。【表 2】

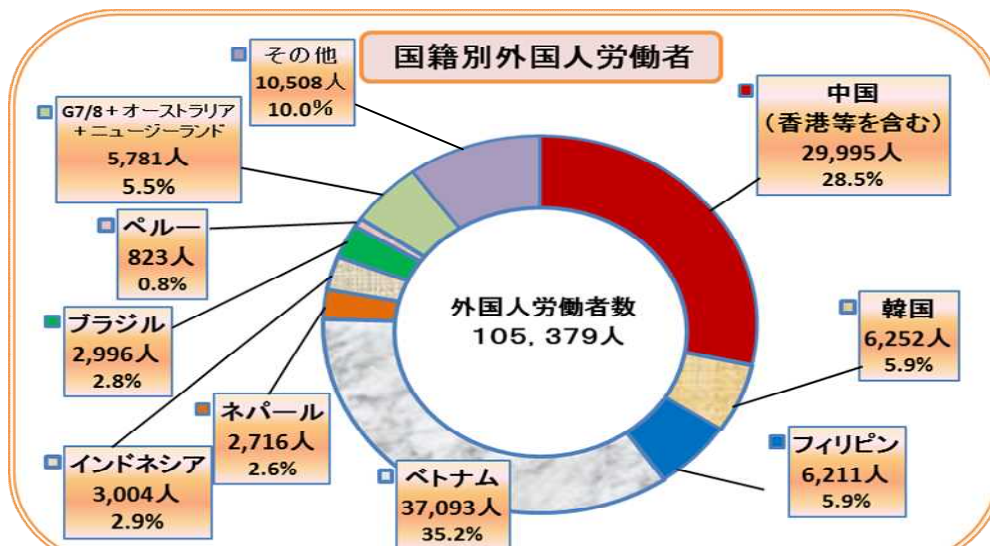
これは、平成 30 年 10 月末現在の 15,137 か所から 2,517 か所 (16.6%) の増加、90,072 人から 15,307 人 (17.0%) の増加となった。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 707 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 15,975 人であり、それぞれ事業所全体の 4.0%、外国人労働者全体の 15.2%を占めている。これは、前年同月の 726 か所から 19 か所 (2.6%) の減少、14,573 人から 1,402 人 (9.6%) の増加となっている。

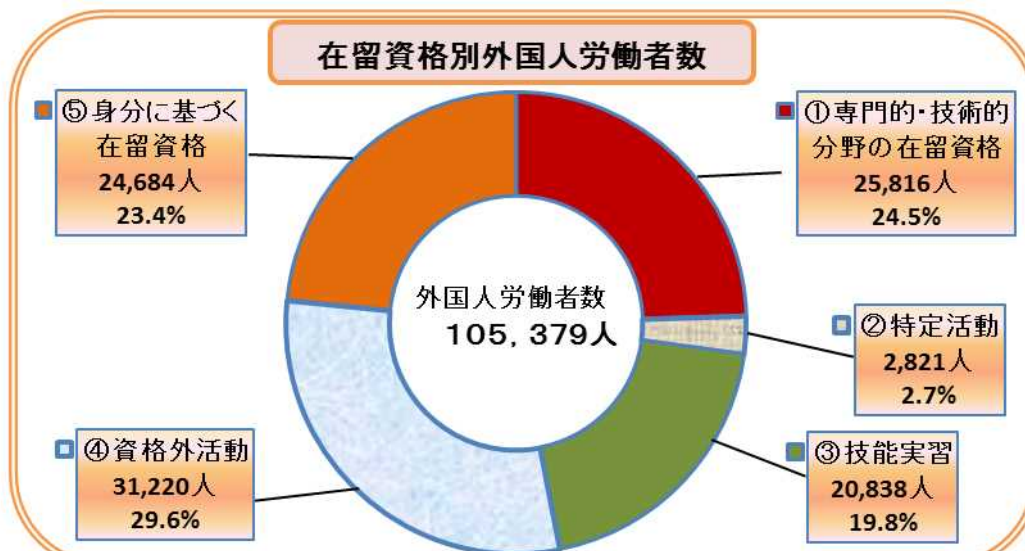
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の 35.2%を占め、次いで、中国(香港等を含む。以下同じ。)が 28.5%、韓国が 5.9%となっている。

特に、ベトナムは 37,093 人と前年同期比で 8,127 人 (28.1%) の増と大幅に増加している。【表 1】



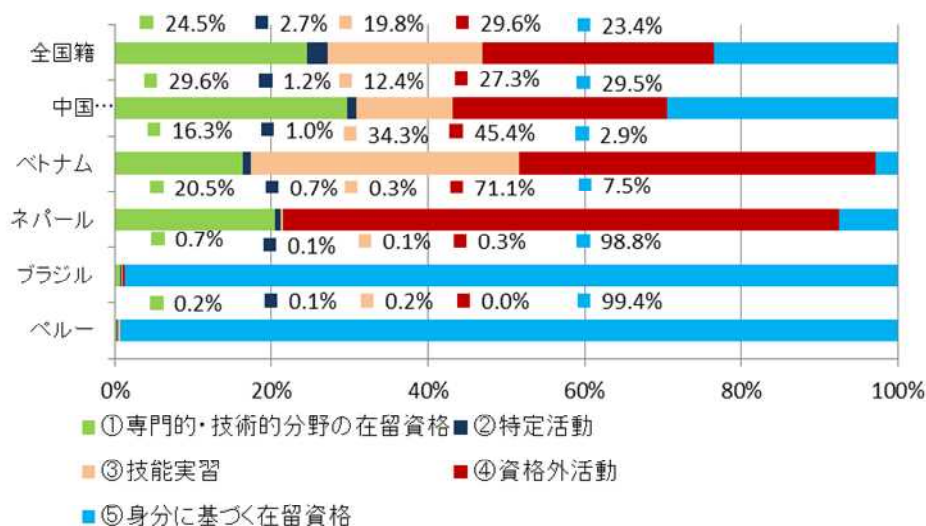
(2) 在留資格別にみると、「資格外活動」が外国人労働者全体の 29.6%（うち「留学」は 26.7%）を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」（注 1）が 24.5%、「身分に基づく在留資格」（注 2）が 23.4%となっている。【表 1】



(注 1) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号」、「高度専門職 2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「介護」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「特定技能」が該当する。

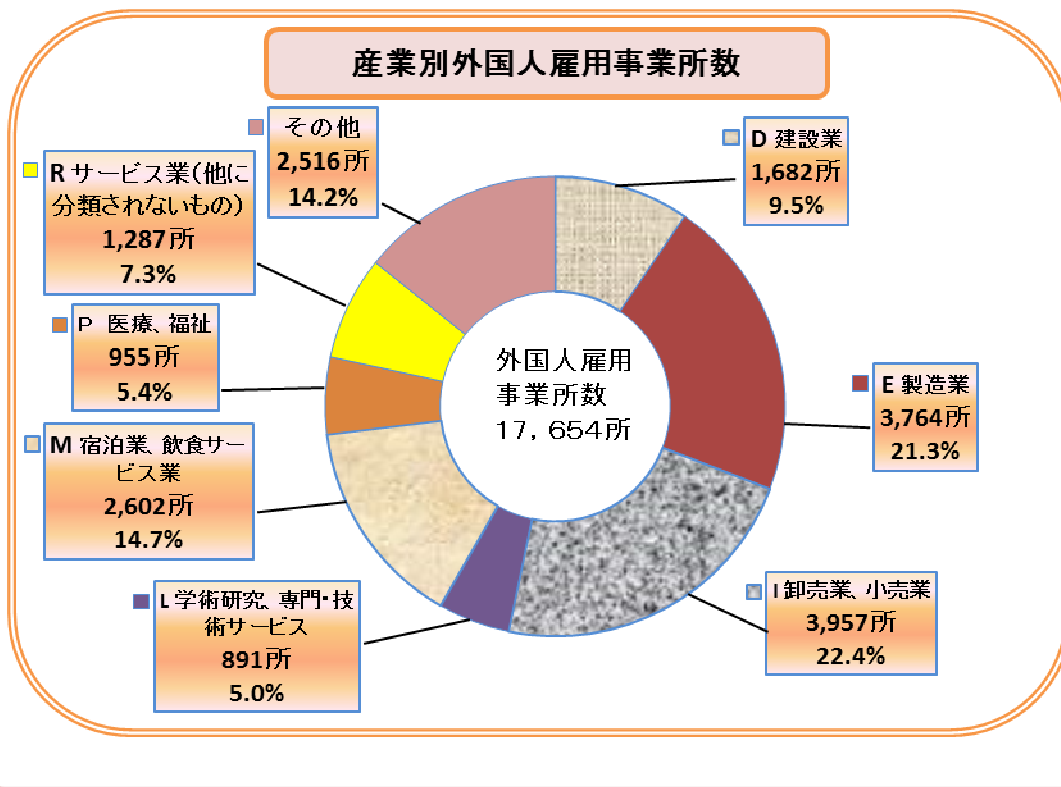
(注 2) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムについては、「資格外活動」が 45.4%(うち「留学」は 42.6%)、「技能実習」が 34.3%を占めている。また中国については、「専門的・技術的分野の在留資格」が 29.6%「身分に基づく在留資格」が 29.5%、「資格外活動」が 27.3%（うち「留学」は 24.2%）を占めており、ブラジルとペルーについては、ともに「身分に基づく在留資格」が 98%を超えている。【表 1】



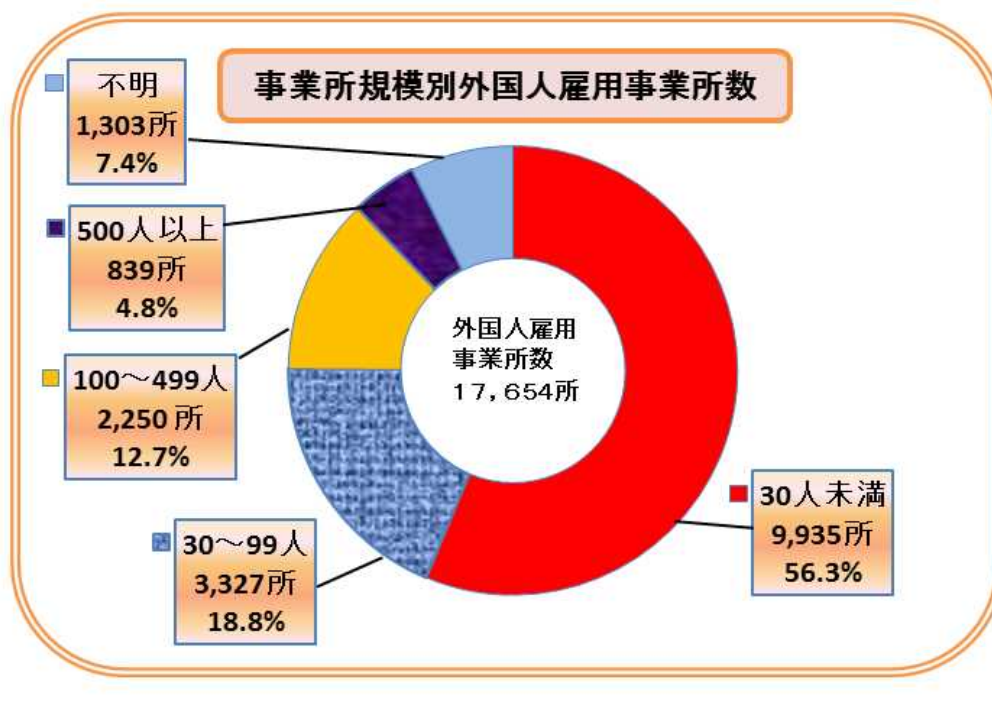
3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

- (1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が 22.4%を占め、次いで「製造業」が 21.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.7%、「建設業」が 9.5%となっている。【表 2】



- (2) 事業所規模別にみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 56.3%を占めており、前年同期比で 20.1%の増加となっている。

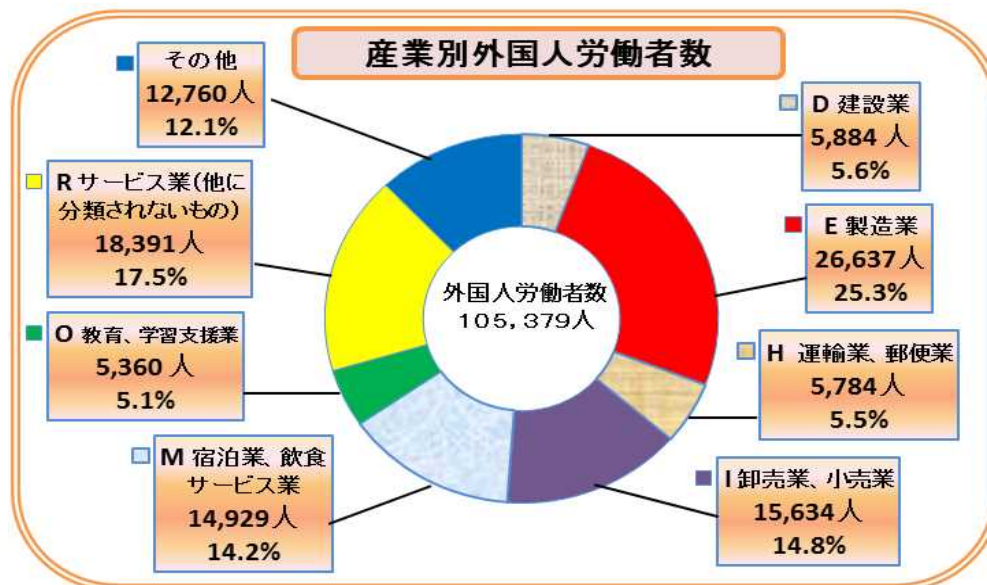
【表 3】



4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

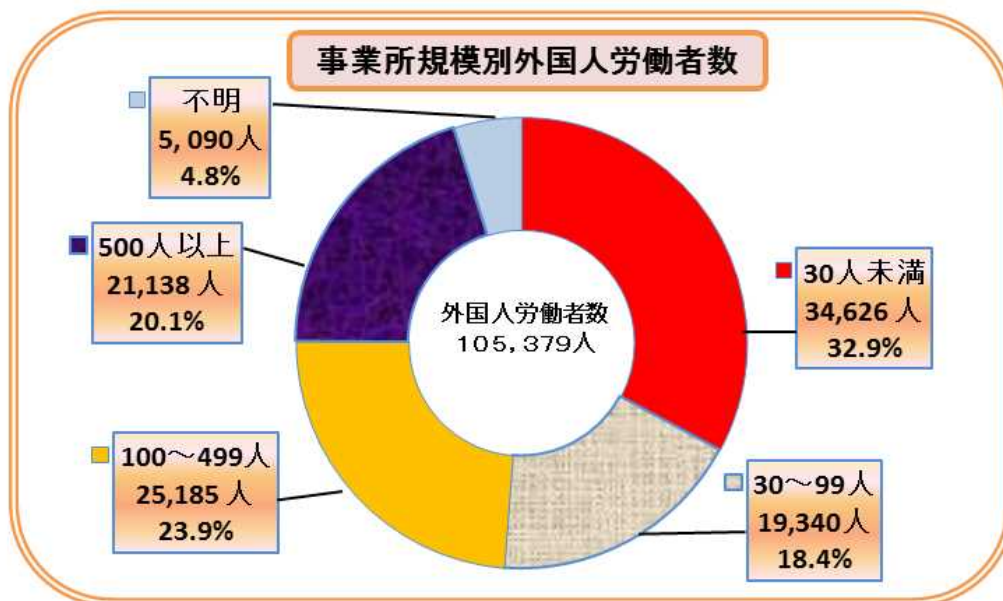
(1) 産業別の外国人労働者数をみると、「製造業」が全体の 25.3%を占め、前年同月より 3,242 人(13.9%)の増加となっている。

次いで「サービス業(他に分類されないもの) (注3)」が全体の 17.5%、「卸売業、小売業」が 14.8%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.2%、「建設業」が 5.6%となっている。【表2】



(注3) 「サービス業(他に分類されないもの)」には、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業等が含まれる。

(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30 人未満」規模の事業所が、外国人労働者全体の 32.9%を占めている。全ての規模において増加しており、「30 人未満」規模及び「100～499 人」規模の事業所がともに前年同期比 21.8%と増加率が高い。【表3】



5 推移

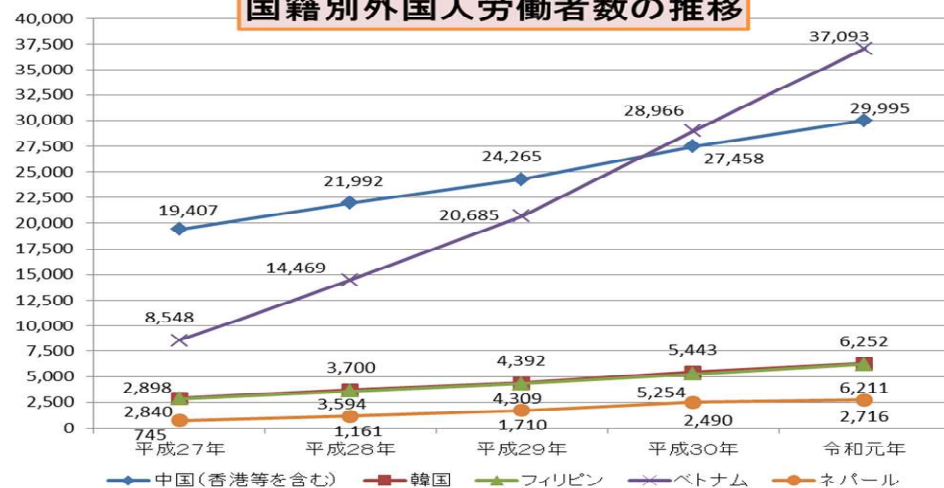
外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



在留資格別外国人労働者数の推移



国籍別外国人労働者数の推移



[表 1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（大阪労働局）

令和元年 1 0 月末現在

（単位：人）

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の 在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明	
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者		
総数	105,379	25,816 (24.5%)	21,473 (20.4%)	2,821 (2.7%)	20,838 (19.8%)	31,220 (29.6%)	28,094 (26.7%)	24,684 (23.4%)	14,106 (13.4%)	5,668 (5.4%)	963 (0.9%)	3,947 (3.7%)	0 (0.0%)	
中国 (香港等を含む)	29,995 [28.5%]	8,892 (29.6%)	7,766 (25.9%)	351 (1.2%)	3,717 (12.4%)	8,181 (27.3%)	7,273 (24.2%)	8,854 (29.5%)	5,768 (19.2%)	1,379 (4.6%)	548 (1.8%)	1,159 (3.9%)	0 (0.0%)	
韓国	6,252 [5.9%]	2,240 (35.8%)	2,011 (32.2%)	718 (11.5%)	1 (0.0%)	999 (16.0%)	912 (14.6%)	2,294 (36.7%)	1,499 (24.0%)	556 (8.9%)	71 (1.1%)	168 (2.7%)	0 (0.0%)	
フィリピン	6,211 [5.9%]	680 (10.9%)	442 (7.1%)	220 (3.5%)	1,366 (22.0%)	273 (4.4%)	228 (3.7%)	3,672 (59.1%)	2,101 (33.8%)	689 (11.1%)	77 (1.2%)	805 (13.0%)	0 (0.0%)	
ベトナム	37,093 [35.2%]	6,062 (16.3%)	5,656 (15.2%)	389 (1.0%)	12,717 (34.3%)	16,855 (45.4%)	15,803 (42.6%)	1,070 (2.9%)	461 (1.2%)	297 (0.8%)	120 (0.3%)	192 (0.5%)	0 (0.0%)	
ネパール	2,716 [2.6%]	556 (20.5%)	330 (12.2%)	18 (0.7%)	8 (0.3%)	1,931 (71.1%)	1,139 (41.9%)	203 (7.5%)	119 (4.4%)	40 (1.5%)	25 (0.9%)	19 (0.7%)	0 (0.0%)	
インドネシア	3,004 [2.9%]	555 (18.5%)	320 (10.7%)	220 (7.3%)	1,233 (41.0%)	671 (22.3%)	654 (21.8%)	325 (10.8%)	161 (5.4%)	136 (4.5%)	5 (0.2%)	23 (0.8%)	0 (0.0%)	
ブラジル	2,996 [2.8%]	21 (0.7%)	11 (0.4%)	2 (0.1%)	4 (0.1%)	9 (0.3%)	7 (0.2%)	2,960 (98.8%)	1,230 (41.1%)	624 (20.8%)	24 (0.8%)	1,082 (36.1%)	0 (0.0%)	
ペルー	823 [0.8%]	2 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	818 (99.4%)	502 (61.0%)	69 (8.4%)	16 (1.9%)	231 (28.1%)	0 (0.0%)	
G 7 / 8 + オーストラリア + ニューゼーランド	5,781 [5.5%]	3,194 (55.2%)	2,059 (35.6%)	207 (3.6%)	0 (0.0%)	187 (3.2%)	143 (2.5%)	2,193 (37.9%)	1,081 (18.7%)	1,049 (18.1%)	17 (0.3%)	46 (0.8%)	0 (0.0%)	
	うちアメリカ	2,416 [2.3%]	1,438 (59.5%)	865 (35.8%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	50 (2.1%)	39 (1.6%)	924 (38.2%)	457 (18.9%)	442 (18.3%)	7 (0.3%)	18 (0.7%)	0 (0.0%)
	うちイギリス	878 [0.8%]	510 (58.1%)	354 (40.3%)	41 (4.7%)	0 (0.0%)	18 (2.1%)	14 (1.6%)	309 (35.2%)	160 (18.2%)	141 (16.1%)	4 (0.5%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)
その他	10,508 [10.0%]	3,614 (34.4%)	2,878 (27.4%)	695 (6.6%)	1,790 (17.0%)	2,114 (20.1%)	1,935 (18.4%)	2,295 (21.8%)	1,184 (11.3%)	829 (7.9%)	60 (0.6%)	222 (2.1%)	0 (0.0%)	

注1： [] 内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4：G7/8は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

注5：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

〔表2〕産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(大阪労働局)

令和元年10月末現在

(単位:所、人、%)

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所〔比率〕			うち派遣・請負事業所〔比率〕	
全産業計	17,654	707 [4.0]	100.0	105,379	15,975 [15.2]	100.0
A 農業、林業	16	0 [0.0]	0.1	128	0 [0.0]	0.1
うち 農業	15	0 [0.0]	0.1	127	0 [0.0]	0.1
B 漁業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	0.0	5	0 [0.0]	0.0
D 建設業	1,682	25 [1.5]	9.5	5,884	119 [2.0]	5.6
E 製造業	3,764	56 [1.5]	21.3	26,637	774 [2.9]	25.3
うち 食料品製造業	270	6 [2.2]	1.5	5,364	355 [6.6]	5.1
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	9	0 [0.0]	0.1	16	0 [0.0]	0.0
うち 繊維工業	228	3 [1.3]	1.3	1,082	16 [1.5]	1.0
うち 金属製品製造業	933	7 [0.8]	5.3	5,065	42 [0.8]	4.8
うち 生産用機械器具製造業	216	7 [3.2]	1.2	2,210	57 [2.6]	2.1
うち 電気機械器具製造業	234	8 [3.4]	1.3	1,775	67 [3.8]	1.7
うち 輸送用機械器具製造業	152	1 [0.7]	0.9	2,265	4 [0.2]	2.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	0 [0.0]	0.0	20	0 [0.0]	0.0
G 情報通信業	569	31 [5.4]	3.2	2,141	188 [8.8]	2.0
H 運輸業、郵便業	639	36 [5.6]	3.6	5,784	1,151 [19.9]	5.5
I 卸売業、小売業	3,957	41 [1.0]	22.4	15,634	308 [2.0]	14.8
J 金融業、保険業	80	4 [5.0]	0.5	201	15 [7.5]	0.2
K 不動産業、物品賃貸業	332	7 [2.1]	1.9	1,060	56 [5.3]	1.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	891	40 [4.5]	5.0	3,858	486 [12.6]	3.7
M 宿泊業、飲食サービス業	2,602	30 [1.2]	14.7	14,929	160 [1.1]	14.2
うち 宿泊業	285	5 [1.8]	1.6	2,184	29 [1.3]	2.1
うち 飲食店	2,301	24 [1.0]	13.0	12,678	124 [1.0]	12.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	326	7 [2.1]	1.8	1,450	71 [4.9]	1.4
O 教育、学習支援業	391	7 [1.8]	2.2	5,360	522 [9.7]	5.1
P 医療、福祉	955	5 [0.5]	5.4	3,164	6 [0.2]	3.0
うち 医療業	291	0 [0.0]	1.6	1,053	0 [0.0]	1.0
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	660	5 [0.8]	3.7	2,096	6 [0.3]	2.0
Q 複合サービス事業	64	2 [3.1]	0.4	154	8 [5.2]	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,287	415 [32.2]	7.3	18,391	12,110 [65.8]	17.5
うち 自動車整備業	38	0 [0.0]	0.2	115	0 [0.0]	0.1
うち 職業紹介・労働者派遣業	333	263 [79.0]	1.9	10,296	9,567 [92.9]	9.8
うち その他の事業サービス業	661	141 [21.3]	3.7	6,629	2,456 [37.0]	6.3
S 公務(他に分類されるものを除く)	50	0 [0.0]	0.3	446	0 [0.0]	0.4
T 分類不能の産業	41	1 [2.4]	0.2	133	1 [0.8]	0.1

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[表3]事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(大阪労働局)

令和元年10月末現在

(単位:所、人、%)

		事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数	
			うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・ 請負事業所
全事業所規模計		17,654	707 [4.0]	100.0	105,379	15,975 [15.2]	100.0	6.0	22.6
事業所労働者数	30人未満	9,935	264 [2.7]	56.3	34,626	2,769 [8.0]	32.9	3.5	10.5
	30～99人	3,327	154 [4.6]	18.8	19,340	2,224 [11.5]	18.4	5.8	14.4
	100～499人	2,250	202 [9.0]	12.7	25,185	5,197 [20.6]	23.9	11.2	25.7
	500人以上	839	76 [9.1]	4.8	21,138	5,748 [27.2]	20.1	25.2	75.6
	不明	1,303	11 [0.8]	7.4	5,090	37 [0.7]	4.8	3.9	3.4

注1: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3: 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全事業所規模計)に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

注5: 各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考1]外国人雇用事業所及び外国人労働者数の前年比較

各年10月末現在

単位:所、人、%

	事業所数	前年比	外国人労働者数	前年比
平成22年	6,989	-	34,609	-
平成23年	7,640	9.3%	35,899	3.7%
平成24年	7,922	3.7%	35,599	-0.8%
平成25年	8,458	6.8%	38,127	7.1%
平成26年	8,916	5.4%	40,343	5.8%
平成27年	9,617	7.9%	45,838	13.6%
平成28年	11,322	17.7%	59,008	28.7%
平成29年	12,926	14.2%	72,226	22.4%
平成30年	15,137	17.1%	90,072	24.7%
令和元年	17,654	16.6%	105,379	17.0%

外国人労働者の属性

	平成30年	令和元年	前年比
外国人労働者総数	90,072	105,379	15,307 17.0%
在留資格別	専門的技術分野の在留資格	20,173	25,816 5,643 28.0%
	うち技術・人文知識・国際業務	16,572	21,473 4,901 29.6%
	特定活動	2,405	2,821 416 17.3%
	技能実習	16,403	20,838 4,435 27.0%
	資格外活動	28,596	31,220 2,624 9.2%
	身分に基づく在留資格	22,495	24,684 2,189 9.7%
	うち永住者	12,670	14,106 1,436 11.3%
	うち日本人の配偶者等	5,238	5,668 430 8.2%
	うち定住者	3,755	3,947 192 5.1%
	不明	0	0 -

国籍別	中国(香港等を含む)	27,458	29,995	2,537 9.2%
	韓国	5,443	6,252	809 14.9%
	フィリピン	5,254	6,211	957 18.2%
	ベトナム	28,966	37,093	8,127 28.1%
	インドネシア	2,607	3,004	397 15.2%
	ネパール	2,490	2,716	226 9.1%
	ブラジル	2,829	2,996	167 5.9%
	ペルー	825	823	-2 -0.2%
	G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	5,457	5,781	324 5.9%
	うちアメリカ	2,281	2,416	135 5.9%
	うちイギリス	837	878	41 4.9%
	その他	8,743	10,508	1,765 20.2%

産業別・規模別の状況

		事業所数			外国人労働者数		
		平成30年	令和元年	前年比	平成30年	令和元年	前年比
計		15,137	17,654	16.6%	90,072	105,379	17.0%
産業別	D 建設業	1,236	1,682	36.1%	4,044	5,884	45.5%
	E 製造業	3,359	3,764	12.1%	23,395	26,637	13.9%
	H 運輸業、郵便業	542	639	17.9%	5,011	5,784	15.4%
	I 卸売業、小売業	3,367	3,957	17.5%	12,614	15,634	23.9%
	M 宿泊業、飲食サービス業	2,320	2,602	12.2%	13,452	14,929	11.0%
	O 教育、学習支援業	362	391	8.0%	5,521	5,360	-2.9%
	R サービス業(他に分類されないもの)	1,103	1,287	16.7%	15,728	18,391	16.9%
	その他	2,848	3,332	17.0%	10,307	12,760	23.8%
事業所規模別	30人未満	8,272	9,935	20.1%	28,429	34,626	21.8%
	30～99人	2,963	3,327	12.3%	16,379	19,340	18.1%
	100～499人	1,981	2,250	13.6%	20,680	25,185	21.8%
	500人以上	788	839	6.5%	20,250	21,138	4.4%
	不明	1,133	1,303	15.0%	4,334	5,090	17.4%

注:本表の産業別のデータは日本産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考2]地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(大阪労働局)

令和元年10月末現在

(単位:所、人、%)

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所[比率]			うち派遣・請負事業所[比率]	
総計	17,654	707 [4.0]	100.0	105,379	15,975 [15.2]	100.0
1 大阪東公共職業安定所	2,690	84 [3.1]	15.2	14,394	2,800 [19.5]	13.7
2 梅田公共職業安定所	2,547	180 [7.1]	14.4	20,246	4,617 [22.8]	19.2
3 大阪西公共職業安定所	2,898	158 [5.5]	16.4	18,798	2,347 [12.5]	17.8
4 阿倍野公共職業安定所	1,427	43 [3.0]	8.1	7,064	707 [10.0]	6.7
5 淀川公共職業安定所	1,261	54 [4.3]	7.1	7,556	2,176 [28.8]	7.2
6 布施公共職業安定所	1,724	26 [1.5]	9.8	9,115	486 [5.3]	8.6
7 堺公共職業安定所	1,048	30 [2.9]	5.9	6,155	732 [11.9]	5.8
8 岸和田公共職業安定所	264	7 [2.7]	1.5	1,458	233 [16.0]	1.4
9 池田公共職業安定所	648	15 [2.3]	3.7	2,991	286 [9.6]	2.8
10 泉大津公共職業安定所	317	10 [3.2]	1.8	1,449	82 [5.7]	1.4
11 藤井寺公共職業安定所	394	14 [3.6]	2.2	2,190	243 [11.1]	2.1
12 枚方公共職業安定所	531	21 [4.0]	3.0	3,602	87 [2.4]	3.4
13 泉佐野公共職業安定所	344	16 [4.7]	1.9	1,945	193 [9.9]	1.8
14 茨木公共職業安定所	729	25 [3.4]	4.1	4,754	837 [17.6]	4.5
15 河内長野公共職業安定所	235	2 [0.9]	1.3	839	11 [1.3]	0.8
16 門真公共職業安定所	597	22 [3.7]	3.4	2,823	138 [4.9]	2.7

注1: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(都道府県計)に対する、各地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考3]地域別・在留資格別外国人労働者数(大阪労働局)

令和元年10月末現在

(単位:人、%)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明 (構成比)
		計 (構成比)	うち技術・ 人文知識・ 国際業務			計 (構成比)	うち留学	計 (構成比)	うち永住者	うち日本人 の配偶者 等	うち永住者 の配偶者 等	うち定住者	
総数	105,379	25,816 (24.5)	21,473	2,821 (2.7)	20,838 (19.8)	31,220 (29.6)	28,094	24,684 (23.4)	14,106	5,668	963	3,947	0
1 大阪東公共職業安定所	14,394	4,160 (28.9)	3,569	288 (2.0)	1,749 (12.2)	5,166 (35.9)	4,570	3,031 (21.1)	1,861	730	121	319	0
2 梅田公共職業安定所	20,246	5,992 (29.6)	5,199	582 (2.9)	1,791 (8.8)	6,962 (34.4)	6,180	4,919 (24.3)	2,670	1,408	145	696	0
3 大阪西公共職業安定所	18,798	4,216 (22.4)	3,736	800 (4.3)	1,094 (5.8)	8,804 (46.8)	8,259	3,884 (20.7)	2,088	971	125	700	0
4 阿倍野公共職業安定所	7,064	1,406 (19.9)	1,066	254 (3.6)	1,480 (21.0)	2,298 (32.5)	2,169	1,626 (23.0)	1,003	337	46	240	0
5 淀川公共職業安定所	7,556	2,052 (27.2)	1,518	158 (2.1)	1,236 (16.4)	2,192 (29.0)	1,883	1,918 (25.4)	1,245	387	74	212	0
6 布施公共職業安定所	9,115	1,899 (20.8)	1,652	110 (1.2)	3,271 (35.9)	1,596 (17.5)	1,384	2,239 (24.6)	1,259	396	168	416	0
7 堺公共職業安定所	6,155	1,286 (20.9)	1,112	85 (1.4)	2,249 (36.5)	958 (15.6)	854	1,577 (25.6)	857	302	60	358	0
8 岸和田公共職業安定所	1,458	234 (16.0)	159	29 (2.0)	729 (50.0)	137 (9.4)	131	329 (22.6)	169	76	14	70	0
9 池田公共職業安定所	2,991	795 (26.6)	452	113 (3.8)	882 (29.5)	580 (19.4)	450	621 (20.8)	367	158	19	77	0
10 泉大津公共職業安定所	1,449	410 (28.3)	346	17 (1.2)	660 (45.5)	74 (5.1)	64	288 (19.9)	160	64	8	56	0
11 藤井寺公共職業安定所	2,190	401 (18.3)	314	37 (1.7)	810 (37.0)	259 (11.8)	208	683 (31.2)	371	115	24	173	0
12 枚方公共職業安定所	3,602	586 (16.3)	392	37 (1.0)	1,292 (35.9)	626 (17.4)	592	1,061 (29.5)	598	189	41	233	0
13 泉佐野公共職業安定所	1,945	707 (36.3)	612	35 (1.8)	471 (24.2)	250 (12.9)	204	482 (24.8)	279	141	13	49	0
14 茨木公共職業安定所	4,754	748 (15.7)	562	162 (3.4)	1,662 (35.0)	926 (19.5)	820	1,256 (26.4)	718	230	70	238	0
15 河内長野公共職業安定所	839	165 (19.7)	144	5 (0.6)	442 (52.7)	86 (10.3)	72	141 (16.8)	77	45	2	17	0
16 門真公共職業安定所	2,823	759 (26.9)	640	109 (3.9)	1,020 (36.1)	306 (10.8)	254	629 (22.3)	384	119	33	93	0

注1: ()の数値は、地域別の外国人労働者総数(全在留資格計)に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。

注2: 在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3: 在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4: 各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考4]地域別・特定産業分野別外国人労働者数(在留資格「特定技能」に限る)(大阪労働局)

令和元年10月末現在

(単位:人)

	特定技能 計	特定産業分野(注)													
		介護	ビルクリー ニング	素形材 産業	産業機械 製造業	電気・電子 情報関連 産業	建設	造船・船用 工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	45	4	0	4	23	0	0	0	0	0	1	5	0	2	6
1 大阪東公共職業安定所	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
2 梅田公共職業安定所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
3 大阪西公共職業安定所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4 阿倍野公共職業安定所	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5 淀川公共職業安定所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
6 布施公共職業安定所	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 堺公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 岸和田公共職業安定所	30	0	0	2	23	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
9 池田公共職業安定所	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 泉大津公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 藤井寺公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 枚方公共職業安定所	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 泉佐野公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 茨木公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 河内長野公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 門真公共職業安定所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注:特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)において定められた14分野をいう。